

第 38 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則

上記の議案を提出します。

平成 29 年（2017 年）12 月 15 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田 辺 裕 子

（提案理由）

中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当について規則を定める必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の期末手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号。以下「条例」という。）第20条から第22条までの規定に基づき、期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給対象外職員)

第2条 条例第20条第1項前段の教育委員会規則で定める職員（条例第21条各号のいずれかに該当する者を除く。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 条例第20条第1項に規定する基準日（以下「基準日」という。）に新たに条例の適用を受けることとなった職員（次項第5号又は第7条の適用を受ける職員を除く。）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号又は職員の休職の事由等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号。以下「休職規則」という。）第2条各号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員
- (3) 法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員
- (4) 法第29条の規定により停職の処分をされている職員
- (5) 法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けている職員
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により他の地方公共団体に派遣されている職員（以下「地方公共団体派遣職員」という。）のうち、条例を適用され、当該派遣

されている他の地方公共団体から期末手当の支給を受けている職員（以下「特定の地方公共団体派遣職員」という。）

- (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしている職員（以下「育児休業中の職員」という。）のうち、基準日が3月1日又は6月1日である場合にあっては基準日以前3か月間、基準日が12月1日である場合にあっては基準日以前6か月間（以下これらの期間を「支給期間」という。）において勤務した期間がある職員以外の職員
 - (8) 職員の職務に専念する義務の免除に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第14号。以下「職免規則」という。）第2条第1項第2号又は第7号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、中野区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める団体（以下「団体」という。）の事業又は事務に従事している職員（中野区立小学校及び中学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（平成29年中野区教育委員会規則第 号。（以下「減免基準」という。）第2条に規定する承認を受けていない職員に限る。以下「団体派遣職員」という。）
 - (9) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定により大学院修学休業をしている職員（以下「大学院修学休業中の職員」という。）
- 2 条例第20条第1項後段の教育委員会規則で定める職員は、次に掲げる者とする。
- (1) 退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前項第2号から第9号までの規定のいずれかに該当した職員
 - (2) 法第28条第1項の規定により免職された職員

- (3) 法第 28 条第 4 項の規定により職を失った職員（法第 16 条第 1 号に該当して職を失った職員を除く。）
- (4) 法第 29 条の規定により免職された職員
- (5) 退職後新たに条例の適用を受けることとなった職員
- (6) 退職後引き続いて国又は他の地方公共団体等の職員となった者（支給期間におけるその者の条例の適用を受ける職員として在職した期間（第 8 条を除き、以下「在職期間」という。）について、当該国又は他の地方公共団体等の条例第 20 条及び第 23 条の規定に相当する規定に基づき支給される期末手当に相当する手当（以下「期末手当等」という。）の基礎となるべき期間に通算する措置を講じられていない場合を除く。）
（基準日に育児休業をしている職員の勤務した期間）

第 3 条 前条第 1 項第 7 号の勤務した期間は、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 育児休業中の職員として在職した期間
- (2) 前条第 1 項第 4 号に掲げる職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間
- (4) 中野区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和 26 年中野区条例第 20 号。以下「職免条例」という。）第 2 条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第 2 条に規定する承認を受けていない期間（職免規則第 2 条第 1 項第 2 号若しくは第 7 号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、団体の事業若しくは事務に従事していた期間（以下「団体派遣期間」という。）又は同項第 4 号に掲げる場合に該当し職務に専念する義務を免除され、講演等を行った期間（以下「講演等を行った期間」という。）を除く。）
- (5) 法令等の規定により職務に専念する義務を免除される場合であ

って、教育委員会が別に定める事由若しくは交通機関の事故等によらないで、又は無届で勤務しないこと（以下「私事欠勤等」という。）の取扱いを受けた期間

(6) 大学院修学休業中の職員として在職した期間
(支給割合)

第4条 条例第20条第2項の教育委員会規則で定める支給割合は、在職期間におけるその者の別表左欄に掲げる欠勤等日数の区分に応じ、同表右欄に定める割合とする。

(欠勤等日数)

第5条 前条の欠勤等日数は、在職期間中の次に掲げる期間（第3項の規定の適用を受けるものを除く。以下「欠勤等の期間」という。）ごとに当該欠勤等の期間から中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成29年中野区条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第5条及び第6条の規定による週休日、勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日（以下「週休日等」という。）を除いた日における勤務時間条例の規定による1日の正規の勤務時間（以下「1日の正規の勤務時間」という。）について勤務しない時間を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を38時間45分で除して得た数で除して得た時間を合計した時間を7時間45分をもって1日（第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる期間にあつては2分の1日とする。）として換算した日数（1日（第1号から第3号まで、第6号及び第7号に掲げる期間にあつては2分の1日とする。）未満の端数の時間があるときはこれを切り捨てた日数とする。）を合計した日数とする。

(1) 法第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職

員として在職した期間

(2) 休職規則第2条各号の規定に該当して休職にされている職員として在職した期間

(3) 第2条第1項第3号に掲げる職員として在職した期間

(4) 第2条第1項第4号に掲げる職員として在職した期間

(5) 第2条第1項第5号に掲げる職員として在職した期間

(6) 育児休業中の職員として在職した期間

(7) 大学院修学休業中の職員として在職した期間

(8) 職免条例第2条の規定により職務に専念する義務を免除され、かつ、減免基準第2条に規定する承認を受けていない期間（団体派遣期間又は講演等を行った期間を除く。）

(9) 私事欠勤等の取扱いを受けた期間

2 前項に定めるもののほか、支給期間において在職期間以外の期間がある職員に係る同項の欠勤等日数の算定に当たっては、当該期間から週休日等に相当する日を除いた日数を同項の合計した日数に加算する。

3 前項に定めるもののほか、第1項の欠勤等日数の算定に当たっては、1日の正規の勤務時間の一部について、私事欠勤等の取扱いを受けた時間又は育児休業法第19条第1項に規定する部分休業により勤務しない時間（以下「部分休業等により勤務しない時間」という。）があるときは、教育委員会が別に定めるところにより、日又は時間に換算し、第1項の換算した日数、合計した日数又は勤務しない時間に加算する。

（欠勤等日数の算定の特例）

第6条 特定の地方公共団体派遣職員の当該他の地方公共団体に派遣されている期間及び団体派遣職員の当該団体派遣期間（以下「派遣期間等」という。）に係る第4条の欠勤等日数の算定に当たって

は、当該派遣期間等における欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の正規の勤務時間に相当する時間及び部分休業等により勤務しない時間に相当する時間をそれぞれ欠勤等の期間、週休日等、1日の正規の勤務時間及び部分休業等により勤務しない時間とみなして、前条の規定を適用する。

第7条 次に掲げる者（以下「国等の職員」という。）が引き続いて条例の適用を受ける職員となった場合においては、条例適用前の国等の職員として在職した期間、欠勤等の期間に相当する期間、週休日等に相当する日、1日の正規の勤務時間に相当する時間及び部分休業等により勤務しない時間に相当する時間をそれぞれ条例の適用を受ける職員として在職した期間、欠勤等の期間、週休日等、1日の正規の勤務時間及び部分休業等により勤務しない時間とみなして、第4条及び第5条の規定を適用する。

- (1) 区の要請に基づいて、国又は他の地方公共団体を退職した者
- (2) 地方公共団体派遣職員（特定の地方公共団体派遣職員を除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める者
（一時差止処分に係る在職期間）

第8条 条例第21条及び第22条に規定する在職期間は、条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 団体派遣職員又は前条各号に掲げる者が引き続き条例の適用を受ける職員となった場合は、それらの者として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（一時差止処分の手続等）

第9条 教育委員会は、条例第22条第1項の規定による一時差止処分（以下「一時差止処分」という。）を行おうとする場合は、一時差止処分の実施に関する通知書（別記第1号様式）により、あらか

じめ区長に通知し、協議しなければならない。

- 2 教育委員会は、一時差止処分を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に一時差止処分書（別記第2号様式）を交付しなければならない。
- 3 条例第22条第5項に規定する説明書（以下「処分説明書」という。）の様式は、別記第3号様式のとおりとする。
- 4 前2項に規定する文書を交付する場合において、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができないときは、交付すべき文書の内容を告示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その告示した日から起算して2週間を経過した日に、当該文書の交付があったものとみなす。
- 5 教育委員会は、一時差止処分を行った場合には、当該処分書の写しを区長に提出するものとする。
- 6 条例第22条第2項の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、教育委員会に対して行わなければならない。
- 7 教育委員会は、前項の申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱いについて区長に協議しなければならない。
- 8 教育委員会は、条例第22条第3項又は第4項の規定により一時差止処分を取り消した場合には、当該一時差止処分を受けた者及び区長に対し、速やかに、理由を付してその旨を一時差止処分の取消しに関する通知書（別記第4号様式）によって通知しなければならない。

（給与月額の意味）

第10条 条例第20条第2項及びこの規則において、職員の給与月額とは、次に掲げるものを除き、当該職員の基準日における給料及びこれに対する地域手当の月額の合計額をいう。

- (1) 基準日において条例第18条第1項第2号又は休職規則第4条第1項第1号若しくは第2項の規定により給料及び地域手当を減額されている職員については、当該減額された給料及び地域手当の月額合計額
- (2) 基準日前1か月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員については、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日の前日における給料及びこれに対する地域手当の月額合計額
- (3) 基準日において、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）の規定による休業補償若しくは傷病補償年金又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の規定による休業給付、傷病年金、休業補償給付若しくは傷病補償年金（以下「休業補償等」という。）を受けている職員については、当該休業補償等を受ける事由がないとしたならば、当該職員が受けることとなる給料及びこれに対する地域手当の月額合計額。ただし、基準日において地公災法第30条又は労災保険法第12条の2の2第2項の規定により休業補償等を100分の70に減額されている職員については、それぞれの100分の70の額の合計額
- (4) 基準日において法第29条の規定によりその給料を減給されている職員については、当該減給された給料及び給料に対する地域手当の月額合計額
- (5) 基準日において育児休業中の職員については、基準日現在において当該職員が受けるべき給料及びこれに対する地域手当の月額合計額

（支給額の調整）

第11条 次に掲げる者が、当該国又は他の地方公共団体等から期末手当等を支給される場合において、前各条の規定に基づいて期末手

当を支給することが他の職員と均衡を失するときは、前各条の規定にかかわらず、教育委員会が別に定めるところにより期末手当の額を調整して支給し、又は支給しないことができる。

(1) 基準日前1か月以内に退職し、基準日までに国又は他の地方公共団体等の職員となった者

(2) 基準日前1か月以内に国又は他の地方公共団体等を退職し、基準日までに条例の適用を受ける職員となった者

(支給日)

第12条 期末手当の支給日は、次に定めるところによる。ただし、その日が日曜日又は土曜日であるときは、その日前のその日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

(1) 3月に支給する期末手当にあつては、3月15日

(2) 6月に支給する期末手当にあつては、6月30日

(3) 12月に支給する期末手当にあつては、12月10日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、非常災害、給与事務のふくそうその他の理由により、前項の支給日に支給することができないと認めた場合においては、別に支給日を定めることができる。

(端数計算)

第13条 条例第20条第2項の給与月額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

欠勤等日数		割合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
12日未満	23日未満	100分の100

1 2 日以上 1 7 日未満	2 3 日以上 3 3 日未満	1 0 0 分の 9 0
1 7 日以上 2 2 日未満	3 3 日以上 4 3 日未満	1 0 0 分の 8 0
2 2 日以上 2 7 日未満	4 3 日以上 5 3 日未満	1 0 0 分の 7 0
2 7 日以上 3 2 日未満	5 3 日以上 6 3 日未満	1 0 0 分の 6 0
3 2 日以上 4 2 日未満	6 3 日以上 8 3 日未満	1 0 0 分の 5 0
4 2 日以上 5 2 日未満	8 3 日以上 1 0 3 日未満	1 0 0 分の 3 0
5 2 日以上	1 0 3 日以上	1 0 0 分の 1 0

備考 この表の規定にかかわらず、在職期間中に欠勤等の期間以外の期間がない場合又は在職期間中に欠勤等の期間及び部分休業等により勤務しない時間がある場合において、在職期間（週休日等を除く。）から欠勤等日数を減じた日数が1日未満となるときにおける割合は、零とする。

別記第1号様式(第9条関係)

一時差止処分の実施に関する通知書

年 月 日

中野区長 殿

(一時差止処分者)



中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例第22条第1項(同条例第23条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、一時差止処分を行うので、通知する。

一時差止処分を受ける者に関する事項			
氏名		生年月日	年 月 日
住所			
採用年月日	年 月 日	離職年月日	年 月 日
所属			
役職名		給料月額	円 (給料表 級)
一時差止処分に関する事項			
被疑事実の要旨	(思料される犯罪に係る罰条:)		
被処分者の供述の要旨	(事情聴取: 年 月 日)		
刑事事件との関係	逮捕日 年 月 日 起訴日 年 月 日		
一時差止処分の対象となる手当			
一時差止処分の発令予定年月日	年 月 日	根拠条項	
参考事項			

一時差止処分書

年 月 日

様

（一時差止処分者）

印

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例第22条第1項
第22条第1項（同条例第23
条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、
期末手当
の支
期末手当及び勤勉手当

給を一時差し止める。

なお、この処分に不服がある場合には、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、中野区教育委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、中野区教育委員会に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分については、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、中野区を被告として（訴訟において中野区を代表する者は中野区教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第4号様式（第9条関係）

一時差止処分の取消しに関する通知書

年 月 日

中野区長 殿

（一時差止処分者）



中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例第22条第3項又は第4項（これらの規定を同条例第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、一時差止処分を取り消したので、通知する。

一時差止処分を受けた者の氏名	
一時差止処分の発令年月日	年 月 日
一時差止処分を取り消した年月日	年 月 日
一時差止処分を取り消した理由	
対象となる手当の額	期末手当 円 勤勉手当 円
参 考 事 項	